

議 事 録

会議の名称	第1回上牧町学校統合準備委員会（PTA 部会）会議
開催日時	令和4年10月24日 午前10時00分から
開催場所	上牧町役場 西館2階 第6会議室
出席者 (委員等)	大河内部会長、奥田(愛)委員、橋本委員、石田委員、横内委員
出席者 (事務局等)	教育総務課長、教育総務課長補佐、教育総務課 主事
傍聴の有無	なし
議事録の 作成方法	要点筆記（簡易対話形式）
会議の議事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. PTA 部会での検討事項について 3. 会則の統合に関する検討について 4. その他（連絡事項等） 5. 閉会
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA 部会資料1：「PTA 部会での検討事項について」 ・ PTA 部会資料2：「会則の統合に関する検討について」 ・ 参考資料1：「上牧町 PTA 協議会会則」 ・ 参考資料2：「上牧中学校 PTA 規約」 ・ 参考資料3：「上牧第二中学校 PTA 会則」
決定事項	※議事録の本文を参照のこと
特記事項	※議事録の本文を参照のこと
次回日程	未定

内容（簡易対話形式）

1. 開会

事務局 定刻により開会する。
なお、本会議は「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」第10条の規定に基づいて公開とし、会議録作成のためICレコーダーで録音していることについてご了承いただきたい。
それでは、配付資料について確認する。

（事務局が配付資料を確認）

2. PTA部会での検討事項について

大河内部会長 それでは案件事項を進める。
まず、PTA部会資料1：「PTA部会での検討事項について」に関して、事務局から説明をお願いします。

（資料について事務局が説明）

大河内部会長 ただいまの説明について、何か質問等はあるか。

（質問等なし）

3. 会則の統合に関する検討について

大河内部会長 続いて、会則の統合に関する議論に移る。
それでは、PTA部会資料2：「会則の統合に関する検討について」に関して、事務局から説明をお願いします。

事務局 項目が多い資料であるので、一つずつ説明した上で協議いただければと思う。

まず、検討ポイント①の文章校正についてであるが、内容的に大きく変わらない文章の校正方法について、方法としては事務局にて校正案を作成・提示する方法と部会内で校正案を作成する方法があるが、どちらがよいか。

大河内部会長 ただいまの説明について、意見等はあるか。

委員一同 事務局にて校正案を作成の上、提示していただきたい。

大河内部会長 それでは、検討ポイント①の文章校正については、事務局にて校正案を作成・提示し、それを部会内で協議していくこととする。

事務局 次に、第1条から第3条についてであるが、こちらは内容的にも大きな違いはないため、検討ポイント①のとおり、事務局にて校正案を作成する。

続いて、検討ポイント②の会員に関して、上牧第二中学校のみ「特別会員」に関する記述があるが、統合後の会則に記載するかどうかについて協議いただきたい。

大河内部会長 ただいまの説明について、意見等はあるか。

横内委員 現在では特別会員に該当する方はいないと聞いているが、どういった方たちが特別会員に該当するのか。

事務局 保護者や教職員以外でボランティア的にご協力いただいてい

るような方々を指しているのかと思う。

橋本委員 ボランティアの方々には保険にも加入していただいているので、あえて「特別会員」として規定を残す意義があるのか疑問に思う。また、会員として扱われるということは会費も納めることになるのではないか。

奥田(愛)委員 会費を納めてでも特別会員名簿に氏名を記載したいと思う人がいるかどうかではないか。

大河内部会長 それでは、現状としてはボランティアの方々の保険等についても整備できているほか、改めて必要となった場合には統合後の会則を改定することも可能であることから、検討ポイント②の「特別会員」については統合後の会則には記載しないこととしてよいか。

(異議等なし)

事務局 それでは、続いて検討ポイント③の役員に関して、役員に欠員が出た場合、上牧中学校の規約のみ「後任が決定するまではその任務にあたる」旨の記載があるが、上牧第二中学校の会則には記載がない。この部分について協議いただきたい。

大河内部会長 既に協議には入っているが、この場で決められないことも当然ながらあると思うので、各校持ち帰って議論したい部分については保留とすることも念頭に協議いただきたい。

それでは、ただいまの説明について意見等をお願いします。

橋本委員 欠員となる原因として引越し等のやむを得ないこともあると

思うので、後任が決定するまで拘束するのは申し訳ない気がするし、現実的ではないように思う。

奥田(愛)委員 欠員が出てから次の本部が立ち上がるまでの期間の運用方法を明確化するという点においては記載が必要と思うが、やむを得ない理由もあることを考慮すると、明記せずに臨機応変に対応する方がいいのではないかと思う。

横内委員 後任の選出は誰が行うのか。

橋本委員 会則では理事会が選出することとなっている。

大河内部会長 それでは、後任の件については記載しないこととしてよろしいか。

(異議等なし)

事務局 それでは、同じく検討ポイント③の会計に関することについてであるが、上牧第二中学校の会則にのみ「会計簿はいつでも会員の要求に応じ提示しなければならない」旨の記載がある。この部分について協議いただきたい。

大河内部会長 上牧中学校においても会員からの要求があれば提示することになると思うので、記載しておいても差し支えないかと思うが、いかがか。

(異議等なし)

事務局 それでは、続いて検討ポイント④の会計監査に関して、上牧

中学校の規約にのみ「会計監査は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べることができる」旨の記載がある。この部分について協議いただきたい。

大河内部会長 検討ポイント③と似たようなところがあるが、こちらについても実際に必要があれば理事会にて意見を述べるということもあると思うので、記載しておいても差し支えないかと思うが、いかがか。

(異議等なし)

事務局 それでは、続いて検討ポイント⑤の委員の選出等についてであるが、こちらは検討ポイント⑥の委員選出規定と並行して協議いただきたいと考えている。

まず、検討ポイント⑤としては、上牧第二中学校の会則に進路対策に関する活動の規定がないこと、上牧中学校の規約にのみ「学級委員と専門委員を兼務しない」旨の記載があり両校の選出基準に相違があること、上牧中学校の規約にのみ「委員の任期は1年とする」旨の記載があること、上牧第二中学校の会則にのみ「各委員会には教職員が参画する」旨の記載があることをポイントとして挙げている。

続いて、検討ポイント⑥としては、選出人数に関して上牧中学校が「各クラス4名」となっているのに対し上牧第二中学校が「各学年6名」となっていること、選出除外対象に関して上牧第二中学校の規定にのみ「他校で本年度の委員に内定・選出されたものを除外する」旨の記載があることを挙げており、統合前における両校での委員履歴等の引継ぎに関してもポイントとして挙げている。なお、これらについては、統合により1校当たりの保護者数も増加することも踏まえた上で協議いただ

ればと考えている。

大河内部会長 まず、進路対策に関する活動についてであるが、実際にはどのような活動をされているのか。

横内委員 上牧第二中学校では活動していない。

橋本委員 高校の教員等 10～20 名を招き、2・3 年生の保護者を対象に説明会を開催している。今年に関しては上牧第二中学校と合同で開催したのだが、こうした活動の中心になっているのが進路対策委員であり、今後も継続的に活動していくのであれば残すべきであるとする。

横内委員 必要性に関して疑問を感じるころはある。説明会では概要部分しか触れられないほか、現代においてはインターネット等で詳細な情報を得ることもできる。

奥田(愛)委員 今後も説明会を開催していくかどうかについては学校側も含めて検討すべきと思うが、仮に進路対策委員というものをなくしたとしても、他の委員が代わりに取り組んでいくことになると思う。

大河内部会長 説明会は毎年開催しているのか。

橋本委員 基本的には毎年開催している。

横内委員 高校の教員等を招いての説明会としては生徒を対象に小規模な説明会はあったようだが、こうした情報はインターネット等で得られるように思う。

大河内部会長 インターネットで様々な情報を得ることは可能であるが、家庭によってインターネット環境の整備状況も異なるほか、すべての保護者等が同様に情報を得られるというわけではないことから、説明会の継続的な実施の可否については中学校側とも協議する必要がある。このことを踏まえ、委員会の整備については保留としてよいか。

(異議等なし)

大河内部会長 少し飛んでしまうが、委員選出規定に関して、上牧第二中学校で「各学年6名」となっているのは、例えば2学級の学年であれば各学級から3名ずつ選出するということか。

横内委員 何人ずつという決まりはない。保護者数も少ないので、学年全体で必要数を補えるようにという規定だと認識している。

大河内部会長 統合により1校当たりの保護者数も増えることが見込まれるが、各学級で何名程度が望ましいのか。

横内委員 先ほどの委員会の体制等に関わる部分である。

橋本委員 会長（上牧中学校 PTA 協議会長）にも少し相談したのだが、各校で必要な体制について整理した上で要否等も含めて一から整備しなおす必要があるのではないか。

大河内部会長 体制・人数に関することについてはこの場で即座に決定することは困難であるため、両校とも一度持ち帰り、意見を取りまとめた上で次回以降に再協議することとする。

橋本委員 全体として子どもの数は減っていくものと認識しているが、統合時点での学級編制はどのようになると見込んでいるのか。

事務局 現時点での推計にはなるが、令和7～8年度の統合を前提として各学年4学級程度を見込んでいる。

橋本委員 5学級の学年はないのか。

事務局 住宅開発の状況等にもよるほか、教員の加配状況にもよってはくるが、現時点の推計において5学級編制を見込んでいる学年はない。

橋本委員 昨年度の出生数は80名前後かと思うが、10年後には2学級編制という可能性もあるということか。

事務局 転出入、私学への進学等の状況にもよるが、可能性はある。

大河内部会長 統合時点における4学級編制という見込みを基に検討するのか、将来的な見込みを基に検討するのかというところではあるが、ひとまずは4学級編制を基準に検討していきたいと思う。

橋本委員 検討ポイント⑥の選出除外対象者について、上牧中学校では同年度に役員となっているものを除外するのに対し、上牧第二中学校では他校も含めて委員となっているものも除外することとなっている。こうした取扱いの違いも、選出人数に影響を与えていると思う。

大河内部会長 上牧第二中学校の会則にある「他校」とは、第二小学校も含

んでいるという認識でよいか。

横内委員 そのとおりである。

大河内部会長 では、上牧中学校では、上牧小学校又は上牧第三小学校にきょうだいがいる保護者が同年度に両校の委員になるということもあり得るとのことか。

橋本委員 本部役員になっている場合は除外されるが、そうでない場合はあり得る。除外対象者の範囲としては上牧第二中学校の方が広いと思うが、統合により範囲を縮小するとなれば不満が出るのではないか。

大河内部会長 実際に、小・中学校どちらも委員をしている方はいるのか。

橋本委員 いる。

奥田(愛)委員 上牧第二中学校においては、すべての委員が学級委員と専門委員を兼務しているという認識でよいか。

石田委員 各学年6名ずつのトータル18名で学年代表、広報部、選考委員に分かれている。

横内委員 懇談で新聞を出しているが、その際も学級単位ではなく学年単位で出すなど、日ごろから学年単位で活動しているので、そもそも学級委員というものが不必要。

橋本委員 4学級編制を想定するのであれば、学級単位での活動は必要だと思う。

大河内部会長 4学級編制を前提とすれば学級単位での活動が必要になってくるとは思うが、将来的に子どもの数が減ってくれば学年単位での活動ということになってくると思う。また、兼務のことについては、当然ながら1人2役するよりも1役の方が1人当たりの負担は減ると思う。中学校の1学級当たりの生徒数は何人なのか。

事務局 教員の加配等を除けば、原則1学級40人までである。学校規模に関しては少子化の関係から将来的にはさらなる小規模化も想定されるころではあり、体制に関しても最終的には小中一貫ということも想定されるころではあるが、このたびの部会では統合時の各学年4学級編制という見込みを基準に方針を協議いただき、以降は体制の変化等に適した形に適時改定していくということではないかと思う。

大河内部会長 1学級40人までということであれば、1学級当たりの人数は30~40人ということになると思うので、それを基準に考えていければいいかと思う。

それでは、検討ポイント⑤及び⑥について、⑤の体制のことに関しては一から整備しなおすこととした上で、各校持ち帰って意見を取りまとめた上で再協議することとする。

事務局 検討ポイント⑤の任期に関する事及び教職員の参画に関する事、⑥の委員履歴の取扱いに関する事についても本日協議いただきたい。

大河内部会長 任期について、1年ということをも明記すべきか。

委員一同 明記すべきである。

大河内部会長 それでは、任期については明記することとする。続いて、教職員の参画に関してはどうか。現状、上牧第二中学校において教職員は参画しているのか。

石田委員 教職員が参画しているということは聞いたことがない。

奥田(愛)委員 「この委員会はこの先生が担当で」ということもないのか。

横内委員 特にない。

大河内部会長 現状として特に参画している実績もないということなので、記載しないということによいか。

(異議等なし)

大河内部会長 それでは、続いて委員履歴の引継ぎに関してはどうか。

橋本委員 引き継がないと不満が出ると思う。

大河内部会長 それでは、委員履歴については引き継ぐこととする。

事務局 次の役員、会計監査、委員の選出に関しては、両校とも同様の規定があることから検討ポイント①の決定に従い事務局にて校正案を作成したいと思う。

続いて、検討ポイント⑦の総会に関して、上牧中学校の規約にのみ「可否同数のときは議長の決するところによる」旨の記載があるが、上牧第二中学校の会則には可否同数の場合の議決

方法に関する規定がない。これについて協議いただきたい。

奥田(愛)委員 可否同数になることも可能性としてはあるので、明確にしておいてもいいのではないかと思う。

橋本委員 議長も委員であることを考えると、重責に感じる。可否同数の場合においては議長が決するというのが一般的なのか。

事務局 あくまで一つの方法であるため必ずしも議長とする必要はないが、現在の上牧第二中学校の会則では仮に可否同数となった場合の決定方法がないということである。

大河内部会長 可否同数の際の決定権を誰に持たせるかということである。

奥田委員 1人に決定権を与えず、可否同数の場合は本部が決するという方法もあるのではないか。

橋本委員 可否同数になるような案件ということは、それだけ判断が難しい案件であると思われる。また、ほとんどの案を提出するのは本部であることを考えると、可否同数における決定権を本部が持つことに違和感がある。同数の場合は否として再審議するという方法はどうか。

事務局 再審議するメンバーが同じなので、再び可否同数となることが考えられる。

大河内部会長 議長を除いた定数を奇数にしてはどうか。

事務局 当日の出欠状況により偶数になることもあるため定数で可否

同数とならないようにすることは難しい。

橋本委員 議長が決する以外の方法というのなかなか難しいので、上牧中学校の規約を引き継いで「議長が決すること」としてはどうか。

大河内部会長 ただいまの提案について、異議等はあるか。

(異議等なし)

事務局 それでは、続いて同じく検討ポイント⑦の臨時総会の開催要件についてであるが、上牧中学校の規約では「会長が必要と認めるとき、又は会員の1/3以上の要求がある場合」となっているのに対し、上牧第二中学校の会則では「理事会が必要と認めた場合」となっている。このことについて協議いただきたい。

大河内部会長 上牧中学校の方が要件は厳しいということか。

事務局 上牧中学校では会長が必要と認める場合に開催することができ、上牧第二中学校では臨時総会の前に理事会での承認が必要ということになっている。

大河内部会長 両校において要件が大きく異なっていることから、どちらかの記載事項を引き継ぐということではなく、合体させるという方法もあると思うが、いかがか。

(異議等なし)

大河内部会長 それでは、臨時議会の開催要件については両校の記載事項を

合体させることとする。

事務局 それでは、続いて検討ポイント⑧の理事会に関して、上牧中学校の規約にのみ「各委員の委員長、副委員長は代理人をたてることができる」旨の記載がある。このことについて協議いただきたい。

橋本委員 上牧中学校では、各委員長及び副委員長の負担を減らすために各役員が1回ずつ代理人として理事会に出席するようにしており、当日出席したものが共有することとしている。

大河内部会長 それでは、理事会の代理人については役員間の負担分散の観点から認める方向でよいか。

(異議等なし)

事務局 それでは、続いて同じく検討ポイント⑧の理事会の開催頻度について、上牧中学校の規約では「基本月1回」となっているのに対し上牧第二中学校の会則では「年数回」となっている。このことについて協議いただきたい。

大河内部会長 各校の事情が反映されている部分かとは思いますが、意見等はあるか。

石田委員 コロナ禍になる前は各行事の前に開催していたが、コロナ禍になってからは開催頻度も低くなっている。

橋本委員 上牧中学校においてもコロナ禍になってからは月1回も開催できていない。

横内委員 統合後の中学校でどれだけの行事があるのかにもよるのではないか。

大河内部会長 感染状況等の今後の動向は現時点では分からないが、少しずつ落ち着いてきてはおり、徐々に行事等も実施できるようになってきている。このことから、統合後の中学校では従来の行事等を概ね実施していくということを念頭に協議すべきではないかと思う。

橋本委員 何か適切な言い回し等はないものか。

事務局 「年数回」という言い回しはあまり一般的ではない。現在の会則では両校とも抽象的な開催頻度であることから、そのニュアンスを維持した上で事務局から文案を提示することは可能である。

横内委員 定例会の開催頻度は低い方が保護者は嬉しいと思う。

大河内部会長 この件については各校一度持ち帰り、コロナ禍になる前の開催頻度を調べた上で次回以降に再協議するというのはどうか。

(異議等なし)

事務局 それでは、続いて同じく検討ポイント⑧の理事会における議決要件について、上牧中学校の規約では「出席者の過半数の同意を必要とする。なお、可否同数のときは議長の決するところとする。」となっているのに対し、上牧第二中学校の会則では「出席者の2/3以上の同意を要する」となっている。このこと

について協議いただきたい。

大河内部会長 この件について、何か意見等はあるか。

橋本委員 「過半数」ということになると、本部の意見が形式的にほとんど通ってしまうのではないか。

事務局 良いか悪いかは別として、本部の意見が通りやすいのは「過半数」という基準であるので、それがよろしくないということであれば「2/3以上」という基準を採用する方がいいのではないか。

大河内部会長 上牧第二中学校会則の「2/3以上」という基準を引き継ぐという意見であるが、異議等はあるか。

(異議等なし)

事務局 それでは、次にP.8の役員会についてであるが、こちらに関しては両校の会則に大きな違いはないので、検討ポイント①で決定いただいたとおり事務局案を作成し、改めて提示させていただきます。

続いて検討ポイント⑨の会計・経理に関して、上牧中学校の規約では会費が月額250円となっているのに対し、上牧第二中学校の会則では月額330円となっている。このことについて協議いただきたい。

大河内部会長 両校で保護者数も異なり難しいところではあるが、概ねいくらぐらいが活動費として必要なのかという情報がほしいところである。何か意見等はあるか。

橋本委員 年度間の繰越金も大きくなってきている。また、お金のことなので従来よりも増えるというのはあまり好ましくないのではないか。

大河内部会長 統合により保護者数は増えるので、現在の上牧中学校が月額250円で運営できているということであれば250円という金額が一定の基準になってくるのではないかと思う。

横内委員 会計も統合するのであれば、各校の繰越金はどうするのか。

事務局 清算するか合算するかということになるが、清算する場合は「誰に・どのように返金するか」というところが課題となり、合算する場合は持ち寄る金額差の課題が生じる。

橋本委員 統合初年度に繰越金0円からスタートするのはあまりに心もとない。

大河内部会長 統合時に各校から持ち寄る金額を生徒数等から按分してはどうか。

橋本委員 持ち寄る金額を超える留保分はどうするのか。

事務局 他市町村で過去に統廃合した際の事例などを確認しておく。

大河内部会長 それでは、月額に関しては上牧中学校の250円を基準として考え、それ以外のことについては各校持ち帰って意見を取りまとめた上で次回以降に再協議したいと思う。また、事務局には事例収集をお願いしておく。

事務局 それでは、続いて検討ポイント⑩の諸規定に関して、改正等に関することを決定する場として上牧中学校の規約では「理事会」となっているのに対し、上牧第二中学校では「総会」となっている。このことについて協議いただきたい。

大河内部会長 この件について、意見等はあるか。

橋本委員 これまでに改正等に関する審議を理事会にて行ったことは何度かあるが、比較的簡単に進められたという印象である。しかし、理事会で定めるのは少し密室感が否めないところもある。

大河内部会長 理事会での決定事項を総会に報告した際、総会から差し戻すこともできるような仕組みは必要と思うが、このことを踏まえた文案を事務局から提示できないか。

事務局 それでは、上牧中学校の規約を基本としつつ、総会で異議があった際に差し戻すこともできるような文言を追加した文案を事務局で作成し提示するということでよいか。

(異議等なし)

事務局 それでは、続いて検討ポイント⑪の慶弔規定についてであるが、「会員、生徒の病気等」における支給要件が相違している。上牧中学校の規定では「入院3週間以上で5,000円」となっているのに対し、上牧第二中学校の規定では「入院4週間以上で3,000円」となっている。この支給要件の違いについて協議いただきたい。

大河内部会長 保護者数・生徒数にもよるところかとは思いますが、意見等はあるか。

奥田(愛)委員 参考資料Ⅰ：「上牧町 PTA 協議会会則」では「入院 3 週間以上で 5,000 円」となっているので、統一するという意味でも上牧中学校の規定を引き継いではどうか。

大河内部会長 ただいまの提案について、異議等はあるか。

(異議等なし)

事務局 それでは、最後に検討ポイント⑫の交通費規定に関して、出張において車を使用した場合に 500 円の支給対象となる出張先（上牧町を除いた北葛城郡内 3 町を除く。）が相違している。また、上牧中学校の規定にのみ食事代補助に関する記載がある。このことについて協議いただきたい。

橋本委員 上牧中学校の規定にのみ葛城市が入っているのは、昔、年に数回社会教育センターへの出張があったことの名残かと思う。上牧第二中学校の規定にある「香芝市・三郷町・斑鳩町」に統一してもいいように思う。

事務局 あえて市町村名を指定する必要があるかどうかというところもある。

橋本委員 明記した方が事務処理上分かりやすいという利点がある。

大河内部会長 上牧中学校の規定では「①」として「出張先が上牧町内…なし」と明記されている。上牧第二中学校の規定でも「上牧町

を除く」旨の記載はあるが、書き方としては上牧中学校の規定の方が読みやすいと思う。このことから、統合後の規定では上牧中学校の規定の体裁を踏襲しつつ、500円支給対象となる出張先については上牧第二中学校の規定を引き継ぐということにしてはどうか。

(異議等なし)

大河内部会長 それでは、最後に食事補助についてであるが、何か意見等はあるか。

橋本委員 何をもって昼食を必要とするかという基準の部分が不明瞭ではあるが、代表して出張に行っていたかどうかということを考慮すると、支給してあげるべきではないか。

奥田(愛)委員 規定に落とし込むに当たって基準の部分をどう表現するかである。

事務局 支給要件を文章で表現するのはすごく難しく、かなり細かな規定になると思う。

大河内部会長 基準を設ける場合は支給対象となる出張範囲、拘束時間等も細かく取り決めておかないといけない。一旦は原文のまま引き継ぐこととしてはどうか。

(異議等なし)

4. その他（連絡事項等）

大河内部会長 最後に、委員又は事務局から連絡事項等はあるか。

(連絡事項等なし)

大河内部会長 それでは、本日の案件事項は以上となるため事務局に進行を移したいと思う。

5. 閉会

事務局 以上をもって第1回上牧町学校統合準備委員会（PTA 部会）会議を閉会する。

以上